

○山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成17年3月22日

規則第120号

改正 平成18年3月31日規則第17号

平成18年9月29日規則第53号

平成19年12月21日規則第49号

平成21年4月1日規則第23号

平成22年3月31日規則第18号

平成22年4月1日規則第32号

（手数料の減免）

第15条 条例第18条の規定による手数料の減免の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風等の自然災害及び火災により発生した廃棄物を搬入する場合 全額免除
- (2) 不法投棄された廃棄物を搬入する場合（事前に市による不法投棄の確認を要する。） 全額免除
- (3) ボランティア活動により収集した廃棄物を搬入する場合 全額免除
- (4) 自治会等の公共的団体による清掃活動で収集した廃棄物を搬入する場合 全額免除
- (5) 市が行うせん定又は清掃作業により発生した廃棄物を搬入する場合 全額免除
- (6) 市の施設から発生した廃棄物を搬入する場合 全額免除

2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、減額し、又は免除することを決定し、廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第11号）を交付するものとする。